但石家記 目録 拾

和書門
類 二三一二六號
函 六二
架 四
冊 六

内閣文庫
和書
類 二三一二六
冊 六
函 二〇四
架 五

内閣文庫
番號 和 23126
冊數 6 (2)
函號 204 114

国立公文書館
National Archives of Japan

但和寅記巻之六

明治十年五月廿六日

明治文庫蔵書

東京帝国大学蔵書

明治文庫蔵書

東京帝国大学蔵書

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]
[illegible]
大殿様の御[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]義い[illegible]例の有[illegible]にて十[illegible]
[illegible]れ[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]御[illegible]の[illegible]
時[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]

[illegible]殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以経に結申候所に左京亮殿と
[illegible]大[illegible]の例し
遠ひもし[illegible]足[illegible]
事[illegible]は結構[illegible]
[illegible]と[illegible]
歌[illegible]の船[illegible]に[illegible]の上に[illegible]
立[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]家に例[illegible]あるまじきや南家[illegible]
[illegible]くわかられ[illegible]法目と[illegible]作年号と[illegible]田あり
[illegible]と[illegible]上京[illegible]作[illegible]小[illegible]と[illegible]
の[illegible]に入[illegible]上句[illegible]
道[illegible]
[illegible]に[illegible]
年[illegible]
[illegible]時[illegible]

斗[illegible]入[illegible]毛[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]迄[illegible]南の[illegible]
[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]播磨[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ましたる山門[illegible]龍御の[illegible]
[illegible]寺[illegible]かく[illegible]の指[illegible]
[illegible]ば[illegible]大[illegible]寺の[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]京[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

永禄十年と改元ありし
後十年ばかりまでは
ものとこそいとせんと変じて嘆き
所なりと御料所奉行
行の時記そうし食物の
ものの如くなりやうに
高橋殿ふと見所なり
神名七郎一郎と
時の猪部とも

一つの小箱の中くまなく
彩に絵ときこそ
別の巻絵と
大きなる
痛しいの七郎
高橋殿の絵と
なきさせんと
こそまと
天皇院様の

人馬に飲ませ水を汲しまとめ
ずつに せんと云ひ対馬水入をさせ
猶や雑し 其わたい 流れ 宗布 少 若もを
さうれもを 由儀て 切ふ しと 病ゆ
見 切のを しと 沈のを 多くの
しと 若 しと 沈 医師 多 多く
立 ちを おし 流 と 泉 投 ち
を 後 新 高 死 て 水 ひ 流 ひ
表 ち し ち 実 に 蘇 せ

ちと 其後 兵 高 し 金 高 来 ち
屋 し 会 よ 志 入 ち 赤 保 の 用 ち 仕 事
を 仕 く 拙 し 上 京 い 斗 第 知 ち い
一 上 事 ち と 時 見 合 せ 再 ち ち 生 代
同 道 と 知 と の 頃 雲 の 新 ひ と ち 男 落 屋
浦 屋 鼎 の 屋 代 仕 ち 上 屋 ち く 深 ち 九 い
之 田 水 渡 ち 元 ち 高 ち に 野 辺 送 し 進 右 仕 長 と
行 の し く 高 屋 ち ち 上 京 い 出 ち
お 立 し ち ち お 不 表 に 海 ち ち ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同月にて安芸の国の沙汰ふてあと
橋本の橋宮にあひ頻い分賢殿同新
あひ〳〵に病死まへ〳〵の橋蔵つ〻の
八月二日十六日に石塔と家督ちとれなり
見れの事と思ふ〳〵世度あと者共の寄る
かたくあり〳〵と也
但石宮記巻之六終

但石宮記巻之七

左京亮生涯の事
附り口論領の由緒の事

古語に曰く見る事成り初めのものは見る程成
減し見る事成り知らるものいかけし大
英成拙くして沈るなり他石左京亮と家礼
能成家知り口拙し人の作る文物い
と能く能の品しこれる者小長し正
とも架なりと同藩中の内小〳〵と人作る

[illegible]の[illegible]の[illegible]いし石をもて[illegible]
[illegible]ものも亡くなり[illegible]新たに[illegible]の[illegible]て[illegible]
[illegible]とされ[illegible]自分[illegible]威勢[illegible]と[illegible]先に文政[illegible]
英流[illegible]厳生国の時し彼日蓮宗と進めて
[illegible]と[illegible]自卒[illegible]左京[illegible]て[illegible]果さしたまし
[illegible]命[illegible]と[illegible]
[illegible]し[illegible]英人[illegible]て見る[illegible]
石[illegible]英流[illegible]厳[illegible]
い邪[illegible]正[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]に[illegible]と[illegible]
果[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]
西[illegible]十[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

合ゆて弓牡丹とうち殿しゝ[illegible]
牡丹の弓とうたりしゝ[illegible]
毎年のうち其時ゝ衣服成敗[illegible]
仁徳長幅遠の上ゝ[illegible]
[illegible]の羽織とゝ[illegible]
蒲団とゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]と人々せ[illegible]
[illegible]

[illegible]
掛下編[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible] 久保[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

新かなづかい略

[illegible]

大殿様御[illegible]

[illegible]

明[illegible]

法殿の三位様御使様人別世帯に別る子門法師

書元已白の者人[illegible]

[illegible]

保[illegible]已白の者人別[illegible]

[illegible]

大殿様御[illegible]

[illegible]

子門法師[illegible]

刀法師領の使様人[illegible]

[illegible]

法師曰く世刀[illegible]

[illegible]

常宣院様御代[illegible]

[illegible]

大切の品[illegible]

中りく家来おのく[illegible]
寄り[illegible]家[illegible]家[illegible]
家[illegible]家[illegible]
合の播く[illegible]
播[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

但石寶記巻之八

時代文政十二年己丑年春彼岸小之助[illegible]

[illegible]初冠の年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高天ヶ原に神皇産霊尊の御孫にあたる瓊瓊杵尊
筑紫の日向に降り給ふ
之秀吉公の雷霆之威
ふ紀伊の雑賀党たりし
古賀実一叶ひ難く
四方と号し大庭と称し
芳蘭掉と呼び眠虎と
長者初めよりいたること
といへども義家公の例に
倣ふ親武い彼時たりも
陣法の

古傳ふるし軍事の秘奥
所架大江匡房
ものの用ふ兵法
我朝神国武
徳の神器も
人主の時神武帝の
とそむ
武帝日向の国
甲寅歟十月神の
武傳
秘事あり
長し
国武
剣とり
剣業
紀
神
陣法の備え

其の時小記るこれ皇帝の軍の左右の国に到りふ
倭とす辛酉年の辛六月熊野に神毛に沿て兵士出裏
むさしに入の后は命大来目の督将に戒と師て来り居て
皇の軍と補てら導となす皇その首功と賞し以て
道の后と命と名とゆ給ふ此の后命と大来目
に戒と給ふ先の左右にしこれと和神の
大軍と合て七軍と作る蓋和国の兵部小七軍と用ら
の始なり 世日と人初の出なりさ作れの和国に
仰すまいしりて七軍に分落の軍学師漢土の法則と

ならく和の古実とならいすす扱天皇軍しらら給ふ
辛酉の年春正月元日帝位と橿原に宮に即せりふ
此年とものく神武帝の元年とす其二年二月に天皇
諸将の功あるものと賞しりふこと又れて六人に皇
の和軍と合て七軍とす是れ就りなる七軍の事
に中に康治甕槌の神の軍神に集前和ふ中に為る霞
給て其神人は今程に伝とりつら業ととて長
とならの七人に分り其に関東七流の兵法とふまい
伝別に波羅七典甲斐に武田の七典まいに鄭別に服須の

七興六義七分宗近世豊臣氏又七無と申しふるさとおぼえ
ると七人とものつくす頼朝石橋山の七騎義仲粟津
の七騎のごとくしるを来たる清盛の嫡の七騎とふる
し見るにより拡て陸奥守殺られと合して七陣とて
大将と称して天神七代と云ふ七代とは人皇七代なり又七代と
七度しかるに天小小中の七騎あるべし最上
とまふ星を破軍星とくに名付たり別名の形と
布く和邦の地勢こしい粗彼七騎小ゆるに東北
山より攻りてそれ地方小にして廣く西国

海より流して長く西小藩漢とたん
てうそれて印明と成を肥前長崎これ破軍の鈴の形なり
流門武勇ならるべくと七とおいて和軍一十重ととなる
ごとく流大化者のごとくらいは七人文寸大分武人七寸後
勇ととなるなり者七ととなりて清盛異国初
中武と流ふ小服胡の人の名とおいて籠り
京にそれ六人と名ち自身の中陣と
合して七陣ととなる其名前と記せ名
無小ならして其の定後馬市と押立一所位と

家来の七人い

本陣中央　　仙石左京親友嫡男　仙石小太郎親定

左前　東方飛龍陣　　左衛門男　山田常太郎茂一　十五才　十四才

左後　艮集雲陣　　静馬男　宇野庄之輔文高　十才

右前　西方嘯虎陣　　又左衛門男　岩田虎太郎正真　十九才

右後　乾起風陣　　江崎又太郎吉隆　十六才

前備　南方翅鳥陣　　長い男子毎度自分出る　青木彈右衛門重常

後備　北方波浪陣　　長い伴太郎如ふ伝ふ自分出る　杉原宦兵衛全

朝のこゝ和邪七陣の備いこゝに漢士八陣の奥義の八陣を以ゝ別御軍師を出ゝ先親主度い伯若小太郎を將の座ゝ前後ゝ

西面の床のこゝ床机を置ゝ家来を指人日中伝ゝ濃成者ゝ相撲ゝ自慢ゝ

左の方に中先山田先生ゝ嘯子山田常太郎一

花菖蒲の濃ゝ浪小家ゝ長ゝ者ゝ塀十人

相ゝ主後の方法宮の玉用人宇野長助ゝ將同名

庄ゝ助長い初年ゝ者ゝ家来太田市郎兵衛

打て後ろ[illegible]の陣と為ちまつる右のうしろ
西方備前の陣西[illegible]と[illegible]て[illegible]岩田野馬介
同前[illegible]太ふ正真白糸威の[illegible]
投て[illegible]と者し[illegible]と[illegible]人と[illegible]
[illegible]疑い言[illegible]揚[illegible]と相[illegible]
所[illegible]田[illegible]長[illegible]後陣[illegible]
の[illegible]威の[illegible]の打投の[illegible]
人数[illegible]て同[illegible]
陣[illegible]右の[illegible]の陣[illegible]

前の[illegible]の伯耆の[illegible]の陣[illegible]
岩田母[illegible]徒[illegible]
[illegible]甲[illegible]
[illegible]て相[illegible]
円形[illegible]
[illegible]威の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

老て扨そもそも其前の一隊こられ石くい出軍師
眼虎斎花やかなる甲冑に軍扇と一巻の書を
持て出られとて出こしけれ扨ハ軍こ
其二中くこそ指揮と指揮い・床机と座しこ座こ
いまた大将小太郎ハ本陣こ座して諸士のなれ・立れい
眼虎指揮して大将ハ先ハ家来のものを
大勝して小太郎と、いさりん出てつくくら
其内小太郎ハ出三尺余編笠を被り
鉄砲の撃くこ合と来ル刻こて別ハ家ハ
着くこ同くその家臣甲の拵とハ出三尺と脇ハ
鉄砲と三弱の長の長鉄砲ハ左ハ
持ハくい鬼くこ出の字の旗指物と
宗徒と云ハくこ長くこ
合の宗旨と持て出くこ扨ハ
扨て小太郎本陣こ着すもい左の副士無の拵こ
りハ内ハ師匠と、ハ八幡・鹿島の軍神と
まくこ伽藍ハ神仏と
傾て張ハれのくこ扨ハ二鉄と

百騎ばかりとうかうかうかと警師奪られ巳伯日出し頃巾
のうちに筋金入りの拵に鞘巻を帯び茶屋成の羅紗
立羽織のうらに朱塗の胡簗に奪の羽の第二十本さし
こなし扨小太郎と呼ばれ眠虎奔りこと師匠と清れ
大将小太郎と呼ばれ小太郎ばかりに眠虎時右衛
陣中にて法螺と吹ばれ貝の音の合高く速流
葦毛の弱く合幅海の鞍おかしく能の夢を覚
こなりと引出し大将の前にとゆく小太郎は馬
に乗時遅くなつて傍り馬流に出し

皆々馬上にて京移時小太郎は馬に白
の絹に南無阿弥陀仏の七字を染なりと押立
長の柄を持て敵用の石を集して
射て幕とおて馬場にて伯伯とうとうと云て
廻て流と呼て同じ中の陣に海の勝軍の法
として飛かかる鞭と百本に二寸のせ出さりて
長い敵の首をとる
ムリとして 大盃とおて流と昭流の動勢い極
頭に拵者と補助て陽兵橋廣中長しとはり
の人もとも〳〵〳〵〳〵〳〵

[illegible]

播磨ち[illegible]

[illegible]

[illegible]

中[illegible]

家[illegible]

[illegible]

此時之師眠上尾[illegible]

[illegible]

[illegible]

用ゐ立てて播磨を攻め見しに法後の
[illegible]
又其年十四の小太郎元俊の親戚と称ふ
法後の師の花小笠流の師花すること
[illegible]
の法後[illegible]
人の法人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三ツ大波と称する三爲門と[illegible]
の陣を[illegible]て法後[illegible]
此時も法後[illegible]て[illegible]
爲門を新い宮田新馬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

事と全はなはだ異なり、白洲へ召出され、法士と始めに
指二当歳ゝ伝しあるべきて一言を
出さるゝ事なり、しかり彼災福い二見ふるまして
断さるまじい斧を用ひるのたとへ、ゝ仏ゝ
いなしてまをゝけおのもと平成りつゝ
出さるゝ仏ゝ事の左京ゝ者ゝと義て法縦し
文ゝ法ゝんと世さるゝ御長久と祈りて
祈い世左京ゝ事ゝ一事の法とゝ出さるゝ
等人をして邪と断正と者引いて作の滅ゝ

と言事ゝゝも

但右実録之儀ニ九

同源

黄田村林義退散之事

附 冷泉院より左京和尊之文

三年に勝ゝ勒さたる文

義好恵の次第之文

紙石之事

世俗に富貴なるものは、強力の人夫を多く雇ひ、
国所に成しに、其人十分の富にて
なりて、我と工夫なく、場長に成おとりの仕
に変と云こと野村助右衛門
も別に場所なりの面白き変もなく、山も拝来
に成しとの拝しに、うこの九変といふもの、
面白きことなり、しかるに又成りの
ものなり、洗ふも穢い清浄

中てゝ笑のしてゝ事ゝ
脇に香の雲井とうけ侍とい
又い香のゝゝとゝ事
歌いのこゝるまに小
の一歌とゝ
云くゝ
やゝとて
事と
なゝ

はゝと
まゝて
何ゝ
いゝ別
ゝゝ
ゝ
云ゝ
この二
なて

はゝと
まゝて
何ゝ
いゝ別中国
ゝゝ
ゝ
ゝ
云ゝ
この二
なて

かゝる時味ひとりうこ里かりと雇くして要用
村とふるの山時の馬等場入今ゝ地先の糸小右
うゝ糸とて廣くして雪狩ゝゝ地ゝれい家ゝゝ
に移て樂ゝうゝ次ぎ十月の末旬ゝとゝゝして
村ゝの百姓ゝ麦の種ゝと蒔時節ゝゝれ汁の糸ゝ
ゝゝに麦糸ゝゝにおもい屋ゝゝ村ゝ
へ稲付旦ゝゝゝ数多の年ゝとゝゝゝせゝれ付
ゝゝせゝ拾ひゝゝ拾の拾稲ゝゝゝて村ゝ
屋ゝゝ稲て六ゝれゝゝゝ拾ゝ慎ませゝゝか

山程久しく苗植りつゝく麦まれの面思ひの
印ゝくまゝゝりゝまゝ山ゝ吉ゝいのゝゝゝ天氣にて
ゝゝ程主ゝを仕ゝゝて麦作の実どゝゝ
年ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
農業のゝゝれい程て山畑ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
屋ゝゝ屋糸にゝゝゝ畑ゝいてゝ程ゝ下
ゝゝゝゝ一所ゝ屋糸ゝゝゝ見ゝゝゝ糸に大忠に
ゝれにゝゝゝゝ小ゝ一ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

与紀ふ様ゑ仕れい甚ふ奥ふして家来の人こい仕様
なくさに成らるれ おしてこるる蔦ゆとうた
こと成して乗こうるるやうて名を名のたまて中合
の時指せそる兵面来龍こうり 酒とおもこせて新蓋
と傾けまと見こうり 蔦辞指酒こうて奪ふまく
野ふおそるるこうのとそこ法守の門面珍ふ作と
心ふ元宗ふのちれ源内の樹木にふ当ふまくさく
はそういこうりふ 左京ふいぶく兵ひやうてかめつ
内こいうて水をくのちれ指そして奪ふ様ふ

皆ふんとふそうりふ伝傷見こうめて云やう
見を行人ふれふ米市成の場内ふ入こる敷生と
しふふそとこい仕様ふ水松世見い傾をの家を
左京殿ふ米兵乱とそる事傷こしめときあた
くまを手傷いこうりてふを法せ敷を
禁別の米市成とまこくこして立入ふ当
とこうんと世る米をる和尚家をしていまを
ふる面ふ主殿の人ふそれほうとのるを
ふこさるのふこう法世ふ左京殿の名とこうして

世間のもろもろの物をしらしめ
いへいの法門をもつて第一の領とのたまへ
すなはちかの人おのおのたのもしくおもひ
なれいつちなすの威光をあらはすの威光
守護に入りて仏人にて仏人にて
ものをもつて和尚にのる事叶はず
ものをもつて知まをふるこゝろをもつて海の小舟
持ものをもつていこの方のこゝろはの事なり
意のごとく一向専修の法をもつて
行ずすちゝかさい和尚の法をもつて更に

あれ
あれ
あれ

まことに仏法とゝ[illegible]もはは日蓮宗の立おりは
たる法花経の宗門の事[illegible]りとゝ[illegible]仏法を宗
法花宗とゝ宗名のるこ天台智恵大師の法ふしく
永朝最澄阿闍梨の相伝天皇の勅ゆりて
入唐してこゝらまてゝ法とゝして法とゝ主法
仏法あいろ〳〵んて国はち儀ゝゝゝとゝ
蔵経にはもくゝゝ法ゝまつく比叡山とゝ
きたりゝゝれ玉体最つのちんりゝゝて法ア
ゆて東蔵ゝとゝゝゝ[illegible]ゝゝゝ最澄

阿闍梨ゝ後傳教大師と道号せゝまゝゝ東ア宗の
祖とあふく[illegible]ゝ仏法と和道ゝゝ
せゝゝゝゝけゝゝゝゝ

高僧と同じくにうまれ仏と交じてこそ
あるべき如来の宗祖大師と天台伝教僧食と
て渡りいらせ給ふ玄奘三蔵とこそ
ましまし玄奘と申せしかば
利益今年の間に十万人
合てこそ
の法をすい職と意して設くるなり仏
の法をこそ
人の死をこそ

ものとこそ
見せつるこそ佛法を会仏法を
えつるものぶしてこそ
品とこそ
仏菩薩
こしい公儀
廟と
ここそ
日蓮宗

[illegible]て諸の仏法の行りてさしくいさるる
とうゝ悪法なりゝ未世の下賤もつたなき悪僧の
乱まどゝらいゝに会仏宗や日蓮宗抜ける悪業の
をれる義なりゝ法とゝふものそれ〳〵にあれ〳〵り
法をも行りて其えのこゝろに法宗〳〵ゝゝゝゝ
りゝゝゝとゝゝゝゝになりゝゝなるものこゝ行くゝゝ
世間の豆もいかれいゝて行りかゝゝゝ宗旨を法
おりれ今上皇帝宮廷の家 大樹殿下幕府運
長久の祈願おこゝりうゝゝ強しゝものにて

ゝゝ見知なりゝゝ法華宗と法華宗
地ゝて年次の礼に幕府月見し行ゝゝゝゝ
ゝゝ法ゝ又院内山ゝ 公儀 東照神祖を
もゝゝめ幕府ゝの帰信辟と為ゝ亜寸於その仏具
数ゝてゝも宮殿の通法役と為ゝ事ゝゝに
法華宗とゝゝゝれ幕府ゝの法信辟あるにより
ゝれゝゝゝ数生とゝゝゝゝ面ちにゝゝゝ
ゝ寺ゝゝゝの山宗宗地のまゝれゝ宗宗帰信辟
ゝゝ 幕府宗の信門と不浄ゝゝゝゝ事ゝの

[illegible]ことなく拙僧さしこと思いとも[illegible]
公儀へ[illegible]して[illegible]すべき常日[illegible]
しとゞく仏氣[illegible]いらるゝの異[illegible]
織と行をいらるゝのしゝ[illegible]
[illegible]ふの時の仕儀[illegible]との時威勢にあらそれて
[illegible]間[illegible]して数生さしれ[illegible]
さらに対い　公儀に対して[illegible]
拙僧[illegible]如年[illegible]東[illegible]
の院代と勤[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちなみに所と名を定義して、第一毒にあひ
三ヶ所なり。和名抄に云ふ、
事毒角にあり。しかるに祝又食と云ふ
なり。しかして法方のいふと逃ぐるものさすに合に
林のわきの中より突進一羽とびあがりて
ものいとやふさと切ものにあんなるに和
一つうちに捕へいふにと食いかるに
入て仕合なりと士卒共に追ふ
畑の中に表示して居をば老人見と

見とるやきかと云ふ南左衛門と揺ぎ
高佛と唱へしかいくしたりん逃ぐるを
見とおいうるひてもうしくやあるひ久
来ものとあるそれやとうるの左京いるの右に下
知して逃いかまい併名をたくさんてさら
にうへ来さうりいに左京あるのあにいさ
うの高佛唱へたる土人の一騎と云ふ
いましめさせしうの白名を見て弟に
見南村の林義といふものとうるの騎

ゑりかはしい音目くぼりして七八年ゝ以前中の頃
のことに生まつりの時分病と称りて五百の人数合
ゑとうけ作りそのく合掌ゑとゝいてその
日くとゝ過しゝゝ文林蔵ハ七歳ゑなりしてゝ母
方宗林寺とゝ称とくさせ三方今日自分の稚僧し
ゐるく毒仏とゝ中ゝ毒仏のいうゝ仏得ゝ又ゝれ
いかく毒仏ハ自分ゝ称ゝ新ゝ毒仏ゝ毒ゝ
まゝとりて乳母の面ゝ保ゝ毒仏いかく
くゝとおりふゝ馬鹿ものゝゝ毒ゝ行れ者の

ゝ毒れ毒仏ハ毒仏の功力ゝ行くゝ大言ゝて
ゝゝくゝゝのゝ称ゝ行ゝ行ゝゝゝゝ
に連ゝゝゝゝゝゝゝ村人を
とゝ行くゝに流ゝ毒仏ハ人ゝつちのくゝに
しておりてゝ毒仏ゝゝ行ゝ行ゝ
のゝゝゝあゝゝ入ゝゝゝゝゝゝゝ
すくゝゝ縄ゝゝゝゝ連ゝ行ゝ入室
ゝゝゝゝ事ゝゝ行ゝゝ仕ゝゝ
ゝて行ゝ行ゝゝゝゝゝゝ法林寺ハ

領ぶんと退散ふ[illegible]

一三年に[illegible]の事

第十度宗門[illegible]の長

世法度宗者り中[illegible]

[illegible]

[illegible]

藏さおさめられてはなということすまさ同所の角ん
にいうりてきり人の前もはいんとおもふ山岩田新三郎
ちなとい縁ゑんとついまさい同ことして俱ゝ孫と
家ゑからの五百石のまゝ成そのうゝ合せゑうゑ時い
まゝ百姓い新馬の差しゝるゝ又ゝ方西浦い百姓高
山の耕ゝ地ゝ水深高ゝ移京者ゝ所ゝ出ゝのゝ
場ゑ千石百姓は浜ゝ又ゝ家ゝ大隅長ゝ家ゝ後ゝ水ゝ高
山下早川保助高ゝ家ゝ已ゝ石ゝ者ゝ屋ゝ敷ゝ
まゝいゝ浜ゝ方ゝ成ゝ祝ゝ屋ゝ時ゝ五百八千石ゝ家の

ゝ方ゝ屋ゝ敷ゝ別ゝ合ゝ後の浜ゝ方ゝ方ゝ方ゝ浜ゝん
ゝ方ゝ屋ゝ方ゝ屋ゝ方ゝ屋

[illegible]おりまして、[illegible]のく
ぬきて情[illegible]義中の[illegible]ひの中[illegible]ゐまこ日本
[illegible]病[illegible]生弱[illegible]中[illegible]人[illegible]て情[illegible]方と
勤むく[illegible]に[illegible]弁[illegible]十分私曲接願し
[illegible]引入[illegible]あと城法帳
面[illegible]に[illegible]角[illegible]
に[illegible]しく[illegible]伝[illegible]人に[illegible]
[illegible]中[illegible]十分に[illegible]
[illegible]の時は[illegible]その[illegible]

せんとつ[illegible]時に[illegible]日[illegible]
生弱[illegible]中に[illegible]たく[illegible]れ[illegible]と[illegible]
[illegible]中にはつりんとすの
[illegible]やうされ[illegible]に[illegible]
おいく[illegible]に[illegible]ん[illegible]し媚[illegible]ふものも
く業[illegible]の[illegible]
[illegible]軍用[illegible]
[illegible]に用い[illegible]
[illegible]の武[illegible]

[illegible]
[illegible]
道具[illegible]
[illegible]
[illegible]

松平三枝殿とたのみ給ふ小方殿より書く
むかひ給ふ時の賦礼の花の宴
しるしの墨うすく書給ふ歌
と送り給ふその御返事
書給ふ又馬のはなむけ
大食の給ふとき
るるもとくてらして
事まして重陽の
して知るる元とも
漢中にくみても
切りさるるみてもるの
ものその後は
るる歌
同人と連歌
しにうりゆ
行つらいと
木玄蕃酒白
人と

せしめ給ふ細の儀ハ彼人とあらそひて敵
ハ逃とかくさんと計りたるゆへ此せしめ
給ふれ共是ハ見分ハ有用の人とし恐くハ
後智の為ハ上てハ人の公にはすす
まるゆへ此ハ所詮にあらずしておの
命をとらるゝにハ是家をとゝ
のゝ身とあらためその為
と云しゆへにはのゝ事のゝ

まゝ
ゝ世のゝ
ゝ罷ゝ　公儀の法度人ハ
のゝ
ゝにゝ
ゝ人の身にあり国と保
と守しんとすゝ
ゝ

但石宝記巻之九終

但石実記巻之拾

目録

一 三税殿養女小たつ命に嫁ぐ事
附り 左京次男三次郎誕生之事
一 真二 江戸町の蕊を大悪石捕る事

但石之丞死亡し指
指ゝ流ゝ見ゝ聞ゝ先伯石左衛門おかゝ
語ゝ云ゝはゝのゝ行ゝ公ゝつゝおゝいゝ居ゝ申ゝ
ゝ事ゝ申ゝ上ゝ候ゝ様ゝ申ゝ聞ゝ候ゝ
ゝてゝはゝゝゝゝゝ存ゝ上ゝ元来法華
行ゝ行ゝ年程つゝゝゝゝ編組ゝゝゝ
にすゝゝゝゝゝゝ元来信長ゝゝ大名の悪女
と婚に男ゝゝゝゝゝゝ見ゝゝ出ゝて者ゝ元入
居ゝゝけゝ松平主殿頭ゝ行ゝ信

[illegible]の[illegible]息女[illegible]殿為[illegible]
女[illegible]と[illegible]と[illegible]
[illegible]縁組せんと相談[illegible]
大[illegible]の[illegible]初[illegible]約束[illegible]
の道[illegible]道中の[illegible]
[illegible]流[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]出[illegible]
の[illegible]

中[illegible]の[illegible]大道に[illegible]馬[illegible]
[illegible]に[illegible]にても[illegible]人の[illegible]
[illegible]大名の[illegible]お国[illegible]
[illegible]の[illegible]
やら[illegible]と[illegible]せ[illegible]
[illegible]一[illegible]
出[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]威[illegible]
[illegible]式[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第一の書とするものは、たゞ一筆にて書
方も初め迫りたる御かたちにて入り
男まてもなくなりぬ
られいなるふたつしき子にて流れとて
我南かめの執拗としの御ものしく作なるふ
すといふなるくにまうせるなりとも
たりくるとつふものいそちらくるのこそ
ありしかとおしたる人ていの油
ありあるくのいふとくくく

云を我うろ〳〵ときいてはまこいかの人さいのうとて見
兆男子と扶ろやうこいこをさんしのるく見苦く
日ゑこ二人の子紙の子ろるものこも丹精していのり
ゆうろうこと夫こつけても実婦俱共清行
祈ろくていの子もおそくしまものたろうろく
も今日ふかく頭月と千俗つもろくて出情て
いのりこいこいこいまはこもとろこてこ
けしかるのと行るの男るくして行とろ
おとをこまこの作ものを仕事しかけるるこ

ろ
ろ
ろ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の事いとゆゝしう思ひ給へ
はべりけるこの思ひ給へ
事ゝ忠ゝ
道ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]れ、やうに[illegible]
[illegible]て[illegible]
大[illegible]の[illegible]人一天下の[illegible]
[illegible]和漢[illegible]
[illegible]の[illegible]
陽[illegible]の[illegible]
[illegible]朝[illegible]北條[illegible]
[illegible]我の[illegible]大[illegible]
[illegible]信長の[illegible]

[illegible]将軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

い、ぶ書い用ゆかたうしてしてしてこの大孫
と議して世代に書家技術一生涯
事大悲涙ぐましく（　　）
もや高ゆるもの一家族まで消滅しなくい
ゆくいうを世法を一生して正しく心術
なさ深しふ常あり家と成て
成用ひなさい付い金銭ても貧人一のけ
ゆらまことの武士のなりいとと以ても業り
ほろ安正一生性質ゆ成ゆ成て

放蕩とおもふ者ゆ自持と堅弱ゆ
ゆ深ゆ考おまへの深ゆ考ゆ
十年間くゆ例ゆ張ゆ
ゆ為て張ゆ
家ゆ貧ゆ
なゆ事おもへ世ゆ成金ゆ
ゆゆゆゆ先ゆ新ゆ
用一万倍ゆ為ゆ
の貧ゆ常ゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan